

所得隠しの実態は？—2016年度所得税税務調査事績より

●調査件数は前年より減少

2016事務年度（2016年7月～2017年6月）に行われた調査は、所得税、消費税とも件数は前年より減少していますが、追徴税額は前年より増加しました。

◆特別調査・一般調査

高額、悪質な不正計算が見込まれる案件を対象に実施。特別調査は1件10日以上が目安。

◆着眼調査

資料情報や申告内容の分析の結果、申告もれ等が見込まれる場合に実地で短期間で実施する。

◆簡易な接触

納税者宅に行かずに、文書、電話による連絡、来署依頼による面接で、申告内容を是正する。

●悪いことはできないもので…

■ 巧妙な金の譲渡所得隠し



本人確認書類を偽造して、架空の人物Aとして金を売却したことが発覚した。貴金属業者がAあてに発行した支払調書が宛先不明で戻ってきたことがきっかけ！

2年間の申告もれ所得5,400万円で、1,000万円が追徴課税（重加算税あり）されています。



金売却は1度の取引で税込200万円以上の場合、貴金属業者から税務署へ支払調書で報告されます。

■ 海外預金利子の申告もれと調書の未提出

自動的情報交換資料から海外預金の利子の申告もれが判明し、3年分の所得9,300万円に対し2,900万円追徴されました。

この方はいわゆる富裕層で、財産債務調書（資産3億円以上保有者対象）も、国外財産調書（国外財産5千万円超の保有者対象）が未提出だったことも発覚。

国外財産調書に記載がない国外財産について申告もれだったため、過少申告加算税の5%上乘せの対象にもなっています。



自動的情報交換：海外の税務当局がその国で日本人あてに支払われた「利子、配当、不動産賃借料、給与、株の譲渡データ」について国税庁へ提供する仕組み。2015事務年度は11万7千件。

■ 自宅のように装って売却した悪質な例



物件の住所に住民登録し、水道等の契約をし“住んでいたように装った”後に売却。自宅譲渡の特例3,000万円を使って申告したことが発覚したケース。3,000万円の申告逃れに対し700万円が追徴課税（重加算税あり）されました。



一定要件をみたす自宅の売却益は、3,000万円まで控除できます。

■ 国外送金等調書から配当受取りが発覚！

海外の法人や個人からの送金が、受取配当金なのに申告していなかった事例。4年分の申告もれ所得1億7,500万円で7,000万円（重加算税あり）が追徴課税されています。



100万円超の海外送金、海外からの入金、銀行から税務署へ報告されます。

■ 売却代金を現金受取りにしたのにバレちゃった

2カ所の海外不動産の譲渡所得2,000万円を申告していなかったケース。

売却代金が銀行に送金された1カ所については税務署からの確認をきっかけに自主的に修正申告しましたが、もう1カ所は売却代金を現金で受け取っていたためバレないだろうと隠ぺい。結局その後の調査で発覚し、400万円追徴されています。

税務署は支払調書以外の情報も集めていますから、あなどるなかれ！



2016事務年度所得税および消費税調査等件数

税目	項目		2016年度	2015年度
所得税	実地調査	特別・一般	49,012	48,043
		着眼	21,226	17,973
	計		70,238	66,016
	簡易な接触		576,906	584,415
合計		647,144	650,431	
個人消費税	実地調査	特別・一般	28,211	27,287
		着眼	8,428	7,559
	計		36,639	34,846
	簡易な接触		50,140	53,227
合計		86,779	88,073	

●あなたも重点チェックされている！？

国税庁は、富裕層、無申告者、海外取引、インターネット取引等を積極的に調査し、個別に発表しています。

特に海外取引では申告もれ金額も追徴税額も大きく、申告もれ金額は平均で918万円に対し1,720万円と2倍、追徴税額も平均154万円に対し2.2倍の342万円となっています。

重点チェック対象の調査状況

重点チェック対象	調査件数	一人当たり申告もれ金額	一人当たり追徴税額
富裕層	4,188件	1,054万円	304万円
無申告者	7,612件	1,406万円	146万円
海外取引	3,145件	1,720万円	342万円
インターネット取引	1,956件	1,197万円	221万円
全体計/全平均	49,012件	918万円	154万円

消費税無申告者への調査は8,816件で前年より8%増え、1件当たりの追徴税額も153万円と過去最高となりました。